

皆さんに対しての予算は？

回答 期日前投票所の場所は特に固定では無く、選挙管理委員会が定めた場所として告示するが市民投票者の都合を考えると転々とする御不便かと考える。選挙執行経費基準法の中での経費は投票所の投票管理者、投票立会人の方2人分の報酬は合計3万1000円となる。

関野 全国の市町村に期日前投票所を投票しやすい場所に置けば投票率は上がると思うが、国は投票率を上げたくないのだろうか。市民のお休みの動き方が大昔から変わり、折角お金かけて設置するならば、投票率が上がる為に人が多い所へと思う。来年、

公職選挙法の「当日投票所投票」の原則

- 現状** 期日前投票はあくまで、理由がある人が利用できる。
- 実際** 毎日が当日投票のような状況になっている。
- 今後** 法改正、制度改正を要望する団体
(総務省の中の研究会 / 全国市区選挙管理委員会連合会)
- ・期日前投票所を利便性の高い場所へ設置
 - ・投票率を上げる
 - ・投票区を超えた形の投票所を検討している。

再来年、起るであろう選挙等もある。活用できるように早目に皆さんの意見を集約して都や国に上げて予算要望をしてもいい。

回答 総務省の中には、投票環境の向上方策等に関する影響力が小さくはない研究会が立ち上げられている。関野議員から利便性の高いところに期日前投票所を置く御提案を織り交ぜて御質問を頂戴しているが、その研究会の中でも、商業施設等、人の往來の多いところに期日前投票所を置く事は検討はされていると思う。また全国レベルでは、全国市区選挙管理委員会連合会、東京支部が東京都23区26市を束ねる形で存在している。また、投票環境向上方策等に関する研究会の中では、投票区を超えた形の投票所と期日前投票所をリンクさせて考える事意見が出ている。

関野 現在8万5,000程の名簿をパソコンだけでなくLANで処理をすると、なりすましの場合もありセキュリティ的に考える事があるが、人の多い場所です市の方、全て投票できる状況をつくる事が可能か。

回答 今年の3月27日の研究会での中間報告では、期日前投票の環境改善として、どこかの投票区の人があくでもオンラインで投票できるのが一番理想的だが、いずれは全投票区どこでも投票できるようにするのは検討内容のようだ。

関野 1市が言うだけではなく、多くの市町村、都道府県が声を上げる事で変わる。市長会等で総務省に意見を上げる事を要望する。

※詳細は東大和市ホームページ上の議事録を参照願います。

学校利用について

東大和市内には大きなグラウンドが少ない状況の中、10数年前から桜ヶ丘地区にマンションが建てられ行政の遅い対応と根拠のない高さ制限により、残りの空き地が高さ制限の付いた土地により民間の開発が出来なくなった。今日に宗教法人による土地購入が行われた。そして今年は桜ヶ丘グラウンドの一部に給食センターが建てられ、余暇活動を行う市民や運動を行う子供達に必要な大きなグラウンド面積が削減されました。

また、警視庁跡地も国より購入希望の問い合わせにも予算がないとのことだ。

この事により、グラウンド利用縮小の危機感を持った市内団体の方からの相談もあり今後の専用グラウンドや大きなグラウンドなどの考え方を聞くため、提案をするため一般質問を行いました。

市長 各学校で違うが、総体すると平成26年度は小学校の体育館54.4%、校庭54.5%、中学校の体育館86.5%、校庭98.0%の利用実績で、一部学校では教室を利用している団体もある。

設置されている管理照明は、基本的に校舎の建設工事と一体的に整備し、これまで計画的な更新は行っていないが、必要に応じ照明器具を増設している箇所もある。利用状況は、学校により異なり小学校は全体的に利用が少ない。中学校は部活動で暗くなった校庭の補助的な照明として利用。問題点や改善点は現在特になく、学校によって利用団体より利用時間について柔軟な対応の要望がある。小学校も昼間は使われている場所も多いが夜は照明が無く、貸し出

していない状況。社会教育が担当として貸し出している夏、冬の利用時間、頻度は8時～正午まで、正午～17時までと、18時から。中学校は18時半～22時まで。3月～10月までに限り校庭は午前、午後は17時～19時まで。学校施設開放延長について昭和32年に条例が出来、日照時間を参照し住環境に配慮した利用時間を設定して現在に至る。管理照明は、防犯・施設管理の為に施設開放の為にないので、スポーツ用に必要な夜間照明がない状況では、貸し出す側の立場として安全管理上事故や怪我が大変心配であり、安心して使う為には管理照明では施設開放、時間延長は難しいと判断をしている。

関野 防犯灯との事で安全管理上は、確かにあの状態で市民の方に貸して怪我をしたらとは感じるが、団体の方と怪我と弁当は自分持ちでやるのならどうかとお話をし、借りれるのであればお借りしたい。利用団体がそういう気持ちで同意すれば、私は貸し出してもいいのかと思う。防災行政無線と同じように、点灯を定期的に行う事もプラスして、利用するに当たり、照明の電気料の発生する分で利用料を取るのも構わないと団体の方は話していたので協議を行い、開放に向けていきたい。

回答 貸す以上は、安全に使ってもらい、怪我や事故があった場合に私どもは責任は免れない。しかし夜間利用も課題解決もあるので、学校教育とも協議し、学校、体育施設の利用団体との話し合いは体育協会の役員さんとお話で、利用者の声は逐次吸い上げる努力はする。

関野 貸し出し側から、自分持ちでというのは難しいと思うが、借りた側はやる場所がない理由がある。体育協会だけではなく、団体とその下部組織とも話し合いをしてほしい。前回も学校利用に関して、周

裏ページへ

2015.12/no.58

東大和レポート

ルネサンス Renaissance

発行：関野たかなり後援会

平成27年第4回 定例会一般質問

- P.1.2 学校利用の一般開放状況について
P.2 防災行政無線の活用について
P.3 市民プレゼン制度の導入について
P.4 期日前投票所について

※ご意見を頂き、今号より少しずつ構成を変えていきます。今後も見やすいレポートにする為、ご意見・感想お待ちしております。

東大和市議会議員 関野たかなりプロフィール



生年月日：昭和48年10月14日42歳
衆議院議員のもとで、スタッフとして政策を学ぶ中、自分の生まれ育った東大和市の状況を知り愕然とする。生まれ故郷の東大和市行政の将来必要とする政策（民間的経営感覚・文化芸術・自然保存など）の無策の危機と街の将来像に不安を持ったことが市議会議員として立候補する事を決意し現在に至る。2015年の統一地方選挙で4期目に入！テマリ保育園れんげ保育園を経て都立北多摩高校卒業。商工会青年部・東大和青年会議所・東大和おどりフェスティバルなどで活動中
平成15年29歳・初当選 / 平成19年33歳・2期目当選
平成23年37歳・3期目当選 / 平成27年41歳・4期目当選
楽しい街（東京・東大和）創りを目標に日々奮闘中！！好きな言葉は、意思のあるところに道あり。

TEL:042-567-4332 eFAX:020-4622-7039
@TakanariS 関野たかなり http://sekino2.com/index.html
〒207-0032 東大和市蔵敷3-775 芝中住宅イ18-305

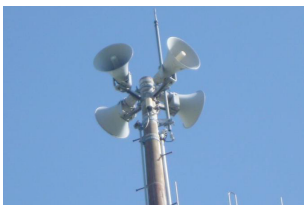
表ページより
辺住民の校庭利用のお話をしたが、平日は校門等空いているのでお子様と親御さんは入れるが、休日は校門が空いていない所も多々ある。これは利用はさせないという事なのか。休日ほとんど団体の利用があるが、例えば場所によっては午前中しか貸し出しがされていない場合、午後はどこも借りていない。その時間は周辺住民は、学校で遊べるのか。

回答 市内の小中学校の施設について、学校教育法第137条及び社会教育法第44条の定めにより、社会教育の為に学校教育上の支障がない範囲で利用できる。とされ、法律上は団体に貸し出しとなっている。個人になると法律上の解釈がどうか、学校側と施設の管理の問題もあり、初めての御提案なので研究をしたい。

関野 私が小さい頃は多分使えていたかと思う。不審者や子供を何か傷つける事がある中で、学校が使えなくなるところもあるので検討し、次回の一般質問時にお答えを要望する。



東大第十小学校の校庭



防災行政の無線塔

市民プレゼン制度の導入について

昨年（平成26年）の議会で質問し、その時の回答では、職員マニュアルを作成した後に条例化して実施する。との回答をもらっていたので確認の為に質問しました。

結果としては、26年の議会答弁が「虚偽」となり来年度の予算には入らないとの回答。

尾崎市長の1期目の公約「市民協働」は2期目の公約「子育てしやすい街」に取り込まれたのだろうか？

1期目の公約が達成しなくても2期目の公約で当選したなら1期目の公約は行わなくてよいのか？

どちらにしても、今後も続けていきます。

関野 25年の第4回、市長は東大和市職員の市民協働の推進に関する指針を26年度中に作成、27年度に教育、次の段階にプレゼン制度との答弁があり、3月予算として来年度予算に入るかと思ったが来年度も同じ形で、いつこの制度は立ち上がるのかと。市が考えている東大和の将来像の実現の為に市民を利用するような文言にしか見えず、やはり市民と一緒に「私たちはこういう事がやりたい」と言いやすい状況をつくるべきである。固定化されたものではなく、今後の協働の形態、実行委員会形式や事業協力、委託というのが、市民提案に変わると期待するが、市民側からの意見を取り入れて、市長がよく言う気づきを入れてほしい。職員の方が、中だけで研修をするだけでなく、早目に市民提案制度をつくり、失敗を重ねながら、今後の成功に繋げ1、2年目堅持

防災行政無線の活用について

平成17年に市民の方からの声と隣町の防災行政無線の活用状況を調査し、同年の一般質問で「行方不明者の発見放送」や「子供たちの帰宅時の見守り放送」を定期的に行うことで、機械の故障や聞こえる範囲などの情報収集にもなると提言後、18年以降に放送と点検が実施された。しかし、その後の利用展開が行われていないので、今回は再度、近隣の市の状況「選挙の放送」「産業祭の放送」など市の行事に対しての放送について、東大和市でも新たな活用方法を再提案するために一般質問を行いました。

質問の中では、以前の提案により問題点が見えたとして、防災行政無線の聞き取りにくい場所やハウリングする場所などがあるため、新しく建てる案や年月経過による機器の買い替えなど予算をどうするかとの検討中との話なので、一つの検討案として「防災行政無線情報が自宅の機器で聞ける方法」を提案しました。

関野 選挙時に「本日は投票日です。投票へ行きましょう」と武蔵村山市の防災行政無線が聞こえる時がある。子供の頃、光化学スモッグの放送を聞いた覚えもあり色々な活用方法が出来るが、人によってはうるさいと思う方やゆっくり2回放送しても聞こえない方もいる。町並や音の流れ方も変わり、新しい塔等を建てる等の考えはあるか。

回答 平成元年に東大和市防災行政用固定系無線局を開設、管理運営規定及び一般放送運営要綱により運営。一般放送は、ミュージックチャイムを平成元年5月から実施、定時放送は平成18年度から低学年の児童の帰宅時に子供の声で見守り放送。緊急放送は、地震等の非常事態や不審者、行方不明等の情報。市民生活に多大な影響を与えると判断されるものという放送ラインがあり、各自治体ごとに多少取り組みが違う。武蔵村山市は、子供の見守り放送・光化学スモッグ・終戦記念日のサイレン・選挙の投票の呼びかけ等、広い範囲での運用を行っている。今は東大和市でも、全市民的に伝える必要最低限をお知らせをしているが行事を全部流すと何故、防災無線が鳴ったのかと動揺を招く事もあり対応を考えている。また、聞こえない場所、壊れている場所を去年調査し、スピーカーの調子を検証・調整は必要で、市内の防災行政無線は、52カ所の無線塔を設置し平成元年から今年度で27年経過し住宅事情も加味する中、高層ビル等により聞こえづらい地域を区切り、音声調査等を実施している。

関野 新しい建物だと気密性が高く、聞こえない場合もある。現状の他に新しく建てる予算もかかるので、1つ提案だがジェイコムで、各市町村の防災行政情報を聞ける端末が発売され、近隣市では国分寺、小平、西東京では行っているサービスで、FMラジオ等もついて、実際に災害時に防災行政無線が壊れていても、市で発信をすれば、情報も手にとるように分かり1棟当たり3,240円や2,700円の設置に対し補助もやっている。

回答 ジェイコムでは、防災行政無線を市と覚書を締結をして無料で、市の負担は無しで実施との事で、当市も防災行政無線の運用が可能だが、利用料金等が加入者負担が課題だが、今後研究する。

関野 補助をつけ進めていくか、防災行政無線を新しく建て続けていくか。検討を要望する。

※詳細は東大和市ホームページ上の議事録を参照願います。

期日前投票所について

今年の統一地方選挙やその前の選挙は、投票率が50%前後と国民・市民の半分が棄権した状態です。

しかし、今年は安全保障関係の法案が立ち上がった後に国民が大きな声を上げました。しかし、その中にどれだけ投票した方がいるのか？との疑問もある中、次の選挙から18歳以上が投票可能になりました。

高校生の時に模擬投票で選挙に興味を持っていた中で、卒業後すぐに投票が可能となることは投票率向上にも繋がると考えます。しかし、利便性によることにも問題があると考え、中、市民の利便性を考えた「期日前投票所」を市役所の会議棟だけでなく、市民が普段利用するスパ―や駅前などで行うことにより投票率が増えると考えて一般質問しました。

関野 期日前投票所を市役所会議棟に1カ所設置しているが、複数設置の対応について。ある企業の方が、投票場所の提供のお話があり、選挙管理委員会にお伝えをしたが、その後企業の方とはどのような話になったか。

回答 いただいた企業さんに御連絡をして、先方の施設管理責任者の方にお話を伺ったが、確認した限りでは困難というニュアンスのお答えだった。

関野 一緒にお祭りをやった大型スーパー企業だが、一番初めと最後にやってくれた事が違う形だったので困難になるかと少々思っていた。その後、協力をさせていたきたいという企業を見つけたので、また後日お伝えするが、期日前投票所は転々としていいものか。また総務省、選挙管理委員会の規約・法律、企業